四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第33号

四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例(平成25年四日市市条例第85 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(振丘)	(振丘)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2の規定に基づき、四日市 市桜運動施設(以下「桜運動施設」とい う。)の設置及び管理について必要な事 項を定めるものとする。

(桜運動施設の管理)

第3条 桜運動施設の管理は、法第24 4条の2第3項により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第4条 (略)

(指定管理者の業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲 は、次のとおりとする。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第244条の2の 規定に基づき、四日市市桜運動施設(以 下「桜運動施設」という。)の設置及び 管理について必要な事項を定めるもの とする。

第3条 (略)

- (1) 次条に規定する使用許可、第12 条に規定する使用許可の取消し、第13 条に規定する特別の設備の設置許可そ の他使用許可に関する業務
- (2) 第8条に規定する利用料金の徴収、 第9条に規定する利用料金の減免、第1 0条に規定する利用料金の還付その他 利用料金に関する業務
- (3) 維持管理に関する業務
- (4) 前3号に定めるもののほか、桜運動 施設の運営に関して委員会が必要と認 めた業務

(使用の許可)

- 第6条 桜運動施設を使用しようとする 者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受 けなければならない。
- 2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可に<u>際し、</u> 管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいず れかに該当するときは、桜運動施設の使 用を許可しない。
  - (1)から(3)まで (略)

(利用料金)

第8条 桜運動施設の使用について許可 を受けた者(以下「使用者」という。) は、許可と同時に<u>利用料金</u>を前納しなけ ればならない。ただし、別に委員会が定 (使用の許可)

- 第4条 桜運動施設を使用しようとする 者は、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けな ければならない。
- 2 <u>委員会は、桜運動施設の管理上必要があると認めるときは、</u>前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

- 第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれか に該当するときは、桜運動施設の使用を 許可しない。
  - (1)から(3)まで (略)

(使用料)

第6条 桜運動施設の使用について許可 を受けた者(以下「使用者」という。) は、許可と同時に使用料を前納しなけれ ばならない。ただし、やむを得ない事情

- める基準に従い、指定管理者が特別の理 由があると認めたときは、使用後に納付 することができる。
- 2 前項に定める<u>利用料金</u>の額は、別表に定める額<u>の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園及び心身障害者団体が使用する場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利用料金の額とする。</u>

3 利用料金は、法第244条の2第8 項の規定に基づき、指定管理者の収入と して収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に委員会が定 める基準に従い、利用料金を減免するこ とができる。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

- により使用料を前納できないときは、委 <u>員会の承認を受けて</u>使用後に納付する ことができる。
- 2 前項に定める<u>使用料</u>の額は、別表に 定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市内の小学校、中学校、幼稚園、保育園及び心身障害者団体が使用する場合の使用料の額は、別表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第7条 <u>委員会</u>は、<u>特に必要があると認</u> <u>めたときは、使用料を減額し、又は免除</u> することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。 ただし、<u>委員会が特に必要があると認め</u> <u>るときは</u>、その全部又は一部を還付する ことができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、<u>使用の</u>権利を譲渡 し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
  - (1) (略)
  - (2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。
  - (3) (略)

(特別の設備)

第13条 使用者は、桜運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

- 第14条 使用者は、桜運動施設の使用を終了したとき又は第12条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに桜運動施設を原状に回復しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないと

第9条 使用者は、<u>桜運動施設を使用す</u> <u>る</u>権利を<u>第三者に</u>譲渡し、又は転貸して はならない。

(使用許可の取消し等)

- 第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>桜運動施設の使用を制限し</u>、若しくは停止し、又は使用許可を取り消すことができる。
  - (1) (略)
  - (2) 使用者が、使用許可の際に付けられた条件に違反したとき。
  - (3) (略)
- 2 市は、前項の規定による使用の制限 若しくは停止又は使用許可の取消しに よって使用者に生じた損害については、 賠償の責めに任じない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、桜運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

- 第12条 使用者は、桜運動施設の使用を終了したとき又は第10条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに桜運動施設を原状に回復し、返還しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないと

きは、指定管理者においてこれを代行し、使用者からその費用を徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、桜運動施設の建物、 設備器具又は備付物品(以下「施設等」 という。)を損傷し、又は滅失したとき は、委員会の定めるところに従い、速や かに施設等を原状に回復し、又はその損 害を賠償しなければならない。

(免責)

第16条 この条例に基づく処分によっ て生じた損害については、市及び指定管 理者はその責めを負わない。

第17条 (略)

別表 (第8条関係)

専用利用料金の上限額

名称	<u>利</u> 用料の額	
多目的広	1時間につき 430円	
場		
テニスコ	1面1時間につき 520	
<b>-</b> ⊦	円	

きは、<u>委員会は、使用者に代わって桜運動施設を原状に回復し、原状回復に要した費用を使用者から徴収するものとする。</u>

(損害賠償の義務)

第13条 桜運動施設の建物、設備器具 又は備付物品(以下「施設等」という。) を損傷し、又は滅失した<u>者</u>は、委員会の 定めるところに従い、速やかに施設等を 原状に回復し、又はその損害を賠償しな ければならない。

第14条 (略)

別表(第6条関係)

専用使用料

名称	<u>使</u> 用料の額	
多目的広	1時間につき 430円	
場		
テニスコ	1面1時間につき 520	
1	円	

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、 改正後の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。) の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例第8条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る利用料金から適用 し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(教育委員会スポーツ課)